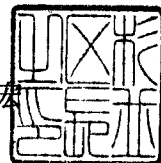


平成15年9月5日

住基ネットに不参加を!杉並の会

代表 石崎 噉子 様

杉並区長 山田 宏



日頃から区政に対しましてご協力賜り、誠にありがとうございます。

このたびは、住基ネットについてのご意見をいただきありがとうございます。

区は、これまで、住基ネットについて、稼働の前提条件である確固たる個人情報保護の法制が確立されていないことを主な理由として、参加を見合わせていました。しかし、プライバシー保護という観点から十分な安全性が確保されたとは言えないものの、本年5月23日に個人情報保護5法が成立し、法的に整備されたことにより、住基ネットへの参加の法的義務が生じることとなりました。

こうした中で、6月1日から都のパスポート発行事務で、住基ネットを活用し、住民票の添付が不要となったことや、8月25日から住基ネットの第二次稼働も始まり、新たなサービスの提供も進みつつあります。このまま住基ネットに参加しない場合には、こうしたサービスを受けたいという区民の方の要望を、損なうこととなります。

住基ネットによる利便性の向上を求める区民と、プライバシー保護を重視して参加したくないとする区民との、両方の要望を調和させる方法は、住基ネットへの参加・不参加を一人ひとりの選択にゆだねることです。区は、IT社会における本来のあり方としては、こうした選択制をとることが望ましいと考えていますが、住基ネットでは、その選択制を認めていません。そこで区は、採りうる最善の道として、将来の全員参加を前提としつつも、当面、不参加を希望する区民の情報を送付しないという「横浜方式」を採用することにしました。

また、この方式は、全員参加を前提としての段階的参加方式であり、住基ネットの安全性が総合的に確認されたときは、全員の本人確認情報を送信することとなります。

さて、要請1の住民投票の実施についてですが、住民基本台帳法上、住基ネットへ情報を送信する義務があり、住民投票によって住基ネットに参加するかどうかを左右されるものではありませんので、住民投票になじまないものと考えます。また要請2についても、法律上、送信の義務がある以上、「本人確認情報」の送信を凍結することはできず、区の対応方針に沿った準備を進めることとなります。

住基ネットについては、多くの方からご意見、ご要望をいただいております。

このたびいただきましたご意見も、これからの参考にさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

ご意見ありがとうございました。